

## 京都大学情報環境部企画管理課電子事務局推進室要項

(平成16年11月1日総長裁定制定)

第1 本学における電子事務局構想の推進に係る事務を円滑に処理するため、情報環境部企画管理課に電子事務局推進室(以下「推進室」という。)を置く。

第2 推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子事務局に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 電子事務局に係る各種システムの開発、維持、管理等に関すること。
- (3) 電子事務局に係る趣旨の普及及び啓発に関すること。
- (4) 職員のIT研修に関すること。

第3 推進室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、情報環境部企画管理課専門員(電子事務局推進担当)をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、推進室の室務を総括する。
- 4 室員は、情報環境部企画管理課の職員をもって充てる。
- 5 室員は、室長の命を受け、推進室の室務に従事する。

第4 この要項に定めるもののほか、推進室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成16年11月1日から実施する。